

平成八年(初)第二六六号

原告	:	
被告	:	ほか五二名
国	:	

準備書面(三)

平成十一年三月二十九日

被告指定代理人

久留島	群	
山崎	裕	
竹村		
清野	正彦	
廣戸	芳彦	
大泉	淳一	
番場	芳広	
竹森	祥興	

東京地方裁判所民事第二部合議係 御 中

被告は、原告らの一九九七年（平成九年）一月一日付け準備書面（原告第二）及び一九九八年（平成一〇年）一月二日付け準備書面（原告第三）（以下、それぞれ「原告第二準備書面」、「原告第三準備書面」という。）に対し、次のとおり答弁する（原告第二準備書面第一の主張は、原告第三準備書面第一による変更後の請求の趣旨一項及び二項に係る主張と理解して主張する。）。略称等は、従前の例による。

第一 本案前の申立て

本件訴えのうち、原告第三準備書面第一による変更後の請求の趣旨第一項及び第二項に係る部分を却下する

訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

第二 本案前の申立ての理由

一 法律上の争訟

1 被告は、答弁書第二において、訴状請求の趣旨第一項に係る訴えの不適法性につき主張した。右で述べたことは、本件訴えのうち、原告第三準備書面第一による変更後の請求の趣旨第一項及び第二項に係る部分（以下「変更後の違法確認請求」という。）についても妥当する。

すなわち、裁判所法三条一項にいう「法律上の争訟」として裁判所の審理の対象となるのは、法令を適用することによって終局的に解決し得べき当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限られる。これを分析すると、①

当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること、②それが法令の適用により終局的に解決できるものであること、の二つの要件に分かれると考えられ、さらに、前記①は、ア 当事者間に具体的な紛争が存在すること、イ それは、権利義務ないし法律関係の存否に関するものであること、という二つに細分できると考えられる（福岡右武・最高裁判所判例解説民事篇平成三年度二四七ページ）。

変更後の違法確認請求は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成一〇年法律第四七号、以下「在外選挙法」という。）による改正前の法及び改正後の法の違法確認を求めていることから明らかなとおり、特定の衆議院議員選挙又は参議院議員選挙における原告らの具体的な選挙権の行使を問題とすることなく、法に在外邦人

一般の選挙権の行使方法に係る規定がない、又はその規定が不十分であるとして、法が違憲又はB規約違反であることの確認を求めるというものであるから、具体的な紛争を離れて、抽象的、一般的に法律の憲法適合性又はB規約適合性についての判断を求める訴えに帰する。したがって、右の訴えは、「法律上の争訟」の①アの要件を欠くものであり、法律上の争訟に該当しない。

2 これに対し、原告らは、変更後の違法確認請求は法が各原告に選挙権の行使を認めていない点において違法であることの確認を求めるとしており、各原告が有する個別具体的な権利が問題となっているのであるから、具体的な紛争に係る訴えである旨主張する（原告第二準備書面第一の三）。

しかしながら、選挙権は、具体的な選挙において選挙人団の一員となる資格をい

い（宮沢俊義Ⅱ芦部信喜補訂・全訂日本国憲法三五七ページ）、個々の選挙に際して行使されない限りは、一般的、抽象的な権利又は資格にとどまるものである。すなわち、個々の特定の選挙の際に、現実にこれを行行使するに当たって、権利義務ないし法律関係が具体化するものであり、また、個々の特定の選挙の際にその行使が妨げられることによって初めて、権利義務ないし法律関係の存否についての紛争が具体化するものである。

したがって、原告らに変更後の違法確認請求につき、法が各原告に選挙権の行使を認めていない点において違法であることの確認を求めるものであるといおうと、右訴えが具体的な権利義務ないし法律関係の存否についての紛争であるといえないことに変わりはない。

なお、原告らは、訴状において選挙権や投票の機会の重要性を主張しているが、そのことと本訴における紛争の具体性とは別問題である。紛争に具体性がないために裁判所の判断を得られる機会がないとしても、それは、司法の権限に属しないことの当然の結果である。

住民が地方自治法の改正により区長の選挙権を剥奪されたなどとして区長選任の無効確認等を求めた訴えについて、上告人（原告）の請求は上告人の具体的権利に直接関係がなく、裁判所は裁判権を有さないとし、右訴えを不適法としたものとして、最高裁判所昭和三十一年二月一七日第二小法廷判決（民集一〇卷二号八六ページ）が、同様の訴えについて、上告人（原告）らは地方自治法が憲法に違反する旨を一般的に主張しているにすぎないとし、右訴えを不適法としたものとして、最高

裁判所昭和三九年四月二一日第三小法廷判決（訟務月報一〇卷五号七五六ページ）がある。

3 原告らは、判例も、法令自体が抽象的・一般的内容でなく具体的な特定の内容を有している場合には、かかる法令自体に対する訴訟を許容しているとして、最高裁判所昭和三四年六月二日第三小法廷判決（民集一三卷六号六三九ページ）を、また、下級審の裁判例は、法令自体は具体的内容を有しない場合でも、その施行によって特定の者ないし一定の範囲の者に具体的な効果が生ずる場合には、かかる法令自体に対する訴訟を許容しているとして、盛岡地方裁判所昭和三一年一〇月一五日判決（行裁例集七卷一〇号二四四三ページ）、東京地方裁判所昭和四〇年四月二二日決定（行裁例集一六卷四号七〇八ページ）及び東京高等裁判所昭和五〇年一二月二三

日判決（行裁例集二六卷一二号一四九五ページ）をそれぞれ援用する。

しかしながら、そもそも、右最高裁昭和三四年六月二日判決の事例は、隣接する市町村の間での飛地の帰属をめぐる町村境界確定訴訟の事例であり、判断の過程で、明治二二年当時の県令を、それ自体で県下町村の区域変更・飛地編入の具体的効果を生ずる行政処分の性質を持つとしたにすぎない。したがって、この訴えが、機関訴訟であると考えられる点でも、また、県令の違法確認を請求するなど、県令自体が訴えの対象となっていたわけではない点においても、一般の行政事件訴訟における法律上の争訟性の問題には妥当しない判例である。

また、右下級審の裁判例は、いずれも条例又は告示の制定行為の処分性について判断したものである。法律上の争訟性は、そもそも当該紛争自体を裁判所が審理す

ることができるかどうかの問題であるのに対し、処分性は、法律上の争訟性が認められた上で、抗告訴訟において取消しや無効確認等を求める当該行政庁の行為がそのような訴えの対象として適格を有するかどうかの問題であるから、これらを同一の平面でとらえることは誤りである。

さらに、これを具体的にみても、①盛岡地裁昭和三十一年一月一五日判決の事例は、県職員の従来の法定昇給期間を延長する県条例の適用を受け、昇給を延期されたと主張する職員が、右条例の無効確認等を求めた訴訟であり、右条例がその適用を受ける者に対し直接昇給の延期という具体的効果を生ずるものであるということから、処分性を認めたもの、②東京地裁昭和四〇年四月二二日決定の事例は、健康保険組合連合会及び健康保険組合が、健康保険法四三条の九第二項の規定に基づき、

同法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する告示の効力の停止を求めた執行停止申立事件であり、右告示そのものにより健康保険組合に対し、将来保険医療機関等に支払うべきことの確実な療養に要する費用の額を増額するものであるということから、処分性を認めたもの、③東京高裁昭和五〇年十二月二三日判決の事例は、米穀の生産者が、米穀の政府買入価格を定めた農林省告示の暫定加算金に関する部分の取消しを求めた訴訟であり、右告示が生産者が生産する当該年産米の政府買入価格を直接形成・確定するものであるため、米穀生産者の具体的権利義務に直接影響を与えということから、処分性を認めたものである。すなわち、これらの裁判例はいずれも、条例又は告示によって個別具体的な原告の権利義務が侵害された、又は侵害されるとして、抗告訴訟を提起し、又はそれを前提とし

て執行停止を申し立てたものであり、本件とは、紛争の形態を全く異にすることは明らかである。

したがって、原告らの挙げる裁判例は、変更後の違法確認請求に法律上の争訟性を認める根拠となるものではない。

4 なお、原告らは、変更後の違法確認請求が具体的権利義務の存否に関する原告らと国との紛争であって法律上の争訟というに妨げないとして、最高裁判所昭和五六年四月七日第三小法廷判決（民集三五卷三号四四三ページ）を援用する（原告第二準備書面第一の七。同書面に「最高裁判決一九八六年四月七日」とあるのは誤記と理解する。）。

しかしながら、右判決は、もと創価学会の会員である原告らが、被告は本尊「板まんだら」を安置するための正本堂建立の建設費用に充てると称して寄付金を募金したが、「板まんだら」が偽物であることが寄付の後に判明したなどとして、錯誤による贈与の無効を主張し、不当利得の返還を求めた事案に関するものであり、金員の支払を求める訴訟であるため、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式を採っているが、信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断が訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものであり、紛争の核心となっているから、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであって、法律上の争訟に当たらないとしたものである。右のとおり、これは、前記一で述べた②の要件を欠くとした事例であるから、何ら原告らの主張の根拠となるものとは解されない。

二 確認の利益

1 原告らは、訴状の第五の一・二において、「本訴によって違法が確認されると、関係行政庁ないし立法府は判決の趣旨に従って所要の措置をとるものであるから（行政事件訴訟法三三条一項、二項、三八条一項参照）、原告らは違法の確認を求めるについて確認の利益を有する」と主張する（原告らが右訴えを「公法上の当事者訴訟」としていることからすると、右引用に係る行訴法三八条一項は同法四一条一項の誤りと思われる。）。

2 しかし、原告らが主張する違法状態を解消するには立法措置によるほかないと考えられるところ、仮に、右訴えを認容する判決がされたとしても、行訴法四一条一項が準用する同法三三条一項は、右のような立法上の措置を採ることを関係行政庁又は立法府に義務づけるものではないから、右判決は、関係行政庁及び立法府に対し何ら法律上の義務を負わせる効力を有しない。したがって、変更後の違法確認請求は確認の利益を欠き、不合法であって許されない。

なお、原告らが訴状の第五の一・三において援用する最高裁判所昭和五一年四月一日四日大法廷判決（民集三〇巻三号二二三ページ）は、公職選挙法二〇四条所定の訴訟において、事情判決制度の法理を適用した場合における違法宣言判決であって、本件には妥当しない。

第三 変更後の請求の原因に対する認否

- 一 原告第三準備書面第二の一について
海外に居住する日本国民は、たとえ在外選挙人名簿に登録したとしても、制度的に衆議院議員小選挙区選出議員選挙及び参議院議員選挙区選出議員選挙について選挙権

を行使することができないとの点は争い、その余の事実は認める。ただし、七行目に

「在外選挙に関する規定」とあるのは、「在外投票に関する規定」が正しい。

二 同二について

争う。

三 同三について

在外選挙法案の提案理由説明に原告ら引用の記載があることは認め、その余は争う。

四 同四及び五について

争う。

第四 国家賠償請求について

一 本件において原告らの主張する立法不作為が、最高裁判所昭和六〇年一月二一日

第一小法廷判決（民集三九卷七号一五二二ページ、以下「最高裁昭和六〇年判決」という。）が判示するような、憲法の一義的文言に違反する「例外的な場合」に当たらないことは、被告準備書面（一）第二で述べたとおりである。在外選挙制度に係る立法措置を講じないこと又は講じられた立法措置が、国家賠償法上違法と評価される余地はなく、原告らの本件国家賠償請求は失当である。

二 これに対し、原告らは、最高裁昭和六〇年判決の一般論には疑義がある上、仮にその一般論を前提としても、右判決と本件とは事案を異にしており、右判決は本件との関係では先例的価値を有さない旨主張する（原告第二準備書面第二）。

しかしながら、最高裁昭和六〇年判決の一般論は正当であり、その趣旨は、本件にも及ぶというべきである。

すなわち、最高裁昭和六〇年判決は、まず、国家賠償法一条一項の違法性の意義が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務違背であること、立法内容の違憲性の問題と国会議員の立法行為の違法の有無とは区別されるべきことを明らかにした。国家賠償法における違法性の意義は、最高裁判所平成五年三月一日第一小法廷判決（民集四七卷四号二八六三ページ）、最高裁判所平成十一年一月二一日第一小法廷判決（裁判所時報一二三六号三ページ）でも最高裁昭和六〇年判決と同様に解されており、正当である。また、右解釈を前提とする限り、立法内容の違憲性と国会議員の立法行為の違法とが異なるのも、当然といわなければならない。

次に、最高裁昭和六〇年判決は、どのような場合に国会議員の立法行為が違法となるかにつき、国会議員が立法に関し個別の国民に対する関係においてどのような法的義務を負うかをみるため、憲法上予定された国会議員の役割を具体的に検討した上で、「国会議員の立法行為は、本質的に政治的なものであつて、その性質上法的規制の対象になじまず、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点から、あるべき立法行為を措定して具体的立法行為の適否を法的に評価するということは、原則的には許されないものといわざるを得ない。ある法律が個人の具体的権利利益を侵害するものであるという場合に、裁判所はその者の訴えに基づき当該法律の合憲性を判断するが、この判断は既に成立している法律の効力に関するものであり、法律の効力についての違憲審査がなされるからといつて、当該法律の立法過程における国会議員の行動、すなわち立法行為が当然に法的評価に親しむものとすることはできないのである。・・・国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を

負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。」と判示している。これも、憲法が定める権力分立制度に整合する正当な考え方である。

さらに、立法の不作为について違法性を認め得るのは、作為に比べて一層限定的な場合に限られる。すなわち、もし裁判所が国会議員の立法不作为に対して法的責任を問うこととなれば、それは、裁判所が個々の国会議員に対し特定の内容の法律を特定の時期までに立法すべき義務を課すのと変わりがなくなる。日本国憲法が採用する権

力分立の基本理念からすれば、裁判所において、広範な立法裁量権を有する国権の最高機関である国会に対し、たやすく一定の立法義務を課し得ることはできないから、このような義務を課し得るのは、極めて限定的な場合のみである。なお、学説でも、「立法行為の違憲判断は、具体的な法令の違憲審査をすることによって行うことができるが、立法の不作为については、立法機関の行動全体を評価することであって、法令の違憲審査とは全く異質の判断構造を持っているため、違憲立法審査権があることは当然にこれを認める根拠となるものではない」（遠藤博也「国家補償法」上巻一七九ページ）とされているところである。

なお、最高裁判所は、国会議員が議院で行った発言が個人の名誉を侵害したことを理由とする国家賠償請求の事案においても、国会及び国会議員の特殊な地位にかんが

み、違法性を認め得る場合を限定的に解している（最高裁平成九年九月九日第三小法廷判決・民集五一巻八号三八五〇ページ）。

以上のとおり、最高裁昭和六〇年判決の説示は正当である。そして、最高裁判所は、右判決の判旨に依拠して、国会又は国会議員が一般民間人の戦争被災者に対して戦傷病者戦没者遺族等援護法と同等の立法をしなかったとしても、右判旨にいう「例外的な場合」に当たらず、違法の評価を受けるものではないとし（最高裁昭和六二年六月二六日第二小法廷判決・判例時報一二六二号一〇〇ページ）、爾糸価格安定法改正の立法行為に関する事例においても同様の判示をしている（最高裁平成二年二月六日第二小法廷判決・訟務月報三六巻一二号二二四二ページ）。

したがって、国会議員の立法行為が国家賠償法一条一項の違法の評価を受ける場合に関する最高裁判所の判例法理は、確立されたものというべきである。

三 原告らは、最高裁昭和六〇年判決と本件とは事案が異なると主張し、最高裁昭和六〇年判決の事案では、在宅投票制度がなくても車椅子で投票所に赴くことにより投票することができたのに対し、本件では、投票日に帰国して投票所に赴いたとしても投票することが制度上できないという違いがあると主張する。

しかしながら、これまで述べたところに照らせば、立法不作為につき、最高裁昭和六〇年判決のいう「憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」とは、憲法上、具体的な法律を立法すべき作為義務が、その内容のみならず、立法の時期を含めて明文をもって定められているか、又は、憲法解釈上、右作為義務の存在が一義的に明白

である場合でなければならぬというべきである。ここで重要なのは、単に権利侵害が大きければ足りるというのではなく、違憲性が一義的に明白と断定できるかどうかである。

これを本件についてみると、在外邦人について特別の制度を設けることにより、衆議院議員及び参議院議員の選挙のすべてにつき選挙権の行使を容易にすべきことを、憲法が一義的に明白に国会に命じていると断じることができない。憲法上、右のような立法義務を一義的に明確にした規定はなく、右のような制度を設けるかどうかは立法府の裁量にゆだねられていると解されるからである（憲法四四条本文参照）。原告らが一義的に明白である旨主張するのは、原告らが自らの価値判断に合致するとして採用した一定の解釈を一義的に明白と考える結果にすぎない。

したがって、原告らが指摘する事案の違いは、本件への最高裁昭和六〇年判決の適用妥当性を何ら否定するものではない。

四 なお、原告らは、今回在外投票制度が創設されたことから、そのような制度を設けないことの合理性を認めることができないと主張する（原告第三準備書面第二、四）。しかし、あることをするかどうかが裁量の範囲に属するということは、あることをしてもしなくても適法ということである。従前しなかったことをすることにしたからといって、そのような方針の変更が、当然に従前しなかったことの違法性（裁量権の逸脱又は濫用）を基礎づけるとはいえない。原告らの主張は、裁量の意義を正解しないものである。

第五 在外選挙法成立の経緯及び概要

在外選挙制度については、平成一〇年五月六日、在外選挙法が公布されたので、同法成立の経緯及び概要につき、次のとおり説明する。

一 在外選挙法成立の経緯

在外選挙制度創設の動きは、昭和五八年三月二四日に衆議院内閣委員会において「海外に在留する邦人が選挙権の行使ができるよう、早急に適切な措置を講ずること」という付帯決議がされたことに端を発する。

そのおよそ一年後の昭和五九年四月二七日、在外選挙制度の創設に係る「公職選挙法の一部を改正する法律案」が第一〇一回国会に提出されたが、昭和六一年六月二日に衆議院が解散されたことにより廃案となった。

その後、国際社会において我が国の果たすべき役割がますます増大していったことに伴い、国外に居住する日本国民が年々増加していることもあり、自民党、社会党及び新党さきがけの連立政権下で平成六年以降、論議が本格化し、与党三党の選挙制度協議会においては、在外邦人の選挙権問題が最優先課題の一つとして協議が進められ、平成九年五月には第一四〇回国会への法案提出に向け三党の合意がされた。なお、この間、同年四月一五日に、当時野党に所属していた衆議院議員三名が在外選挙制度の創設に係る「公職選挙法の一部を改正する法律案」（以下「野党案」という。）を国会に提出した。

政府は、平成九年五月の三党合意を踏まえ、在外選挙制度の創設に係る「公職選挙法の一部を改正する法律案」（乙第一号証、以下「政府案」という。）をとりまとめ、同年六月一〇日、閣議決定を経て第一四〇回国会に提出した。政府案については、野

党案とともに、同月一二日、同国会の衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会において提案理由が説明され（甲第一三三号証）、その後、第一四一回国会の同委員会において、同年一月二七日以降本格的に審議された（甲第一四号証）。そして、平成一〇年四月三日、第一四二回国会における同委員会において、政府案が一部修正の上可決され（甲第一六号証）、同月七日、衆議院本会議において修正政府案が可決、参議院に送付された。

参議院においては、同月一四日に同国会の参議院地方行政・警察委員会において審議が開始され（甲第一七号証）、最終的には、同月二四日に同国会の参議院本会議において可決、在外選挙法が成立した。

なお、在外選挙法のうち、在外選挙人名簿の登録に関する規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、在外投票に関する規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていたが、平成一〇年十二月一日に公布された政令第三八七号（乙第二号証）により、平成一一年五月一日から在外選挙人名簿の登録が、平成一二年五月一日以降に実施される衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から在外投票が、それぞれ実施されることとされた。

また、在外選挙法による在外選挙制度においては、対象となる選挙について、当分の間の暫定措置として、衆議院・参議院の比例代表選挙に限ることとしている。これは、衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙は、いずれも候補者個人名を記載し、投票する制度であることから、投票に当たっては、候補者の氏名、政見、所属政党等

が周知されていることが必要であるところ、選挙運動期間の一二日あるいは一七日の間、これらを海外の有権者に周知することは困難な状況にあるのに対して、比例代表選挙は、政党名を記載し、投票する制度であって、政党の主張・政策等については、現状においても常日頃から新聞、テレビ、ラジオ等を通じて海外にも伝わっているところであり、海外の有権者も相当程度の情報は得ることができるものと考えられることから、在外選挙制度については、まず比例代表選挙から実施し、選挙情報の具体的な周知方法や在外公館の態勢をみた上で、次の段階として衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙の実施を考慮することとしたものである（甲第一四号証三枚目上段の上杉国務大臣の答弁参照）。

二 在外選挙法の概要

在外選挙法により創設された在外選挙制度の概要は、次のとおりである。

1 対象とする選挙

衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙（当分の間、比例代表選挙に限る。）

2 対象者（在外選挙人名簿の被登録資格）

年齢満二〇年以上の日本国民で、引き続き三か月以上その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する者

3 在外選挙人名簿

- (一) 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿（永久名簿）を調製する。
- (二) 被登録資格を有する者は、管轄の領事官を経由して、市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿の登録の申請を行うことができる。

- (三) 在外選挙人名簿の登録を行う市町村の選挙管理委員会は、次の区分による。
 - (1) 平成六年五月一日以後に最終住所地において住民票が消除された者については、最終住所地の市町村の選挙管理委員会は、
 - (2) (1)以外の者については、本籍地の市町村の選挙管理委員会
 - (四) 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿の登録をしたときは、在外選挙人証を交付する。

4 在外投票

(一) 在外公館投票

投票は、在外公館の長の管理する投票を記載する場所において行うことを原則とする。

この場合、在外選挙人名簿に登録されている選挙人は、選挙の公示又は告示の日から原則として選挙の期日前五日までの間に、在外公館の長の管理する投票を記載する場所へ赴いて、在外選挙人証を提示して投票を行う。

(二) 郵便投票

一定の地域（在外公館投票が困難な地域として別に定める地域）に居住する者は、郵便による投票を行うことができる。

この場合、在外選挙人名簿に登録された選挙人は、その住所地（在外選挙人証に記載）で投票用紙等の送付を受け、投票用紙に自ら記載し、外封筒の表面に署名をした上で、登録市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票所閉鎖時刻までに投票管理者への送致ができるように、郵便で送付しなければならない。

(三) 帰国投票

在外選挙人名簿に登録された選挙人は、市町村の選挙管理委員会で、不在者投票の手続に準じて、投票を行うことができる。

5 在外選挙人名簿の登録の抹消

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者について、死亡、日本国籍の喪失、国内での新たな住民票の作成から四か月経過したこと等を知らなかった場合には、直ちに在外選挙人名簿から抹消する。

6 国外犯

買収罪、選挙の自由妨害罪、詐偽投票罪、公務員等の選挙運動の制限違反の罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民にも適用する。

7 施行

在外選挙人名簿の登録に関する規定は平成十一年五月一日から施行する。
在外投票に関する規定は平成十二年五月一日から施行する。